

## 岡山県商品開発マーケティング支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 岡山県商品開発マーケティング支援事業は、県内事業者の商品開発又は商品改良に必要なマーケティング調査（以下「調査」という。）を県が支援することにより、「売れる商品づくり」及び当該商品の販路開拓を図り、もって県内産業の振興に資することを目的とする。

### (調査手法)

第2条 調査の手法は、指定した場所にモニターを集めてアンケート等を行う、いわゆる「会場調査」とする。

- 2 調査を行う場所は、原則として岡山県庁舎内とする。
- 3 モニターは、原則として岡山県職員及びこれに類する者とする。

### (申込要件)

第3条 調査の実施を申し込む事業者（以下「申込事業者」という。）の要件は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 岡山県内に事務所または事業所を有する法人その他の団体及び事業を営む個人であること。
  - (2) 申込事業者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者でないこと。
  - (3) 申込事業者又はその役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- 2 調査の対象となる商品の要件は、次の各号のいずれにも該当する商品とする。
- (1) 食品衛生法の許可を受けている施設で製造している食品又は飲料品であること。ただし、アルコール飲料は不可。
  - (2) 申込事業者が自ら製造しているもの、又は申込事業者のみが販売するオリジナル商品として他の事業者に製造委託しているものであること。
  - (3) 発売に向けて開発中であるもの、又は発売済みであるが改良を検討しているものであること。

### (申込及び決定)

第4条 申込事業者は、岡山県商品開発マーケティング調査申込書（様式第1号）に必要書類を添付し、事前に、知事に申し込まなければならない。

- 2 知事は、前項により申込みがあった場合、必要に応じてその内容及び状況を確認し、岡山県商品開発マーケティング調査決定通知書（様式第2号）により、調査の実施の適否を申込事業者に通知するものとする。

### (事前協議)

第5条 前条第2項により調査の実施が適当と認められた事業者（以下、「実施事業者」という。）は、調査を実施する前に1回以上、知事が指定する者と協議を行うものとする。

- 2 前項により協議する内容は次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 調査を実施する日。ただし、実施時間は原則として開庁日の12時05分から12時55

分までとする。

(2) 調査する項目及び内容

(3) その他、調査の円滑な実施のために必要と認められる事項

(調査にかかる負担)

第6条 調査の実施にあたり、実施事業者が負担するものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 試食品

(2) 試食品の配布に必要な物品（小皿、コップ、楊枝等）

(3) 試食品の配布に必要な人員

(4) その他、前条の協議により実施事業者が負担することとなったもの

(調査結果の取扱い)

第7条 記入済みのアンケート用紙についてはすべて県が回収し、実施事業者へ交付するものとする。

2 調査結果の集計及び分析は、実施事業者が行うものとする。

3 調査結果は、原則として実施事業者以外には提供しないものとする。

付 則

この要綱は、平成25年10月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年11月24日から施行する。